平成２２年（フ）第１８１号
愛知県豊橋市浜道町字管石25番地の２　202
債務者　奥山　　武
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１９０号
愛知県新城市字宮ノ西９番地４
債務者　池田　隆裕
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７０号
島根県出雲市平田町2056番地８　サンホワイトマンション平田603、前住所島根県出雲市平田町2233番地５
債務者　たま川こと　土江　良昭
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第７２号
島根県出雲市大津朝倉３丁目１番地３　メゾンラフィーネ111
債務者　川瀬　洋幸
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第７５号
島根県簸川郡斐川町大字上直江3048番地
債務者　園山　聡子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第４６９号
静岡県島田市阪本1402番地の18
債務者　三好　香里
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０１号
静岡市清水区高橋４丁目４番30号
債務者　荻野　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３５号
静岡市葵区常磐町２丁目12番地の３　エンブルセレス常磐町502号
債務者　大村　英隆
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１２５８号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目44番地２
破産者　佐藤　裕吾
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１４０５号
千葉県山武郡芝山町大台2763番地１
破産者　平岡　和夫
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７４号
千葉県船橋市三山１丁目20番１―105号
破産者　松本　雅彦
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８０号
千葉県船橋市高根台３丁目３番245棟208号、開始決定時の住所千葉県船橋市南三咲３丁目22番15―208号
破産者　望月　富子
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３６１号
大阪府泉南郡岬町淡輪2308番地、商業登記簿上の本店所在地大阪府泉南郡岬町淡輪1269番地
破産者　川村鉄工株式会社
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
神戸市西区二ツ屋１丁目３―２
破産者　日商建設株式会社
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
奈良県桜井市大字谷365番地
破産者　有限会社北野商店
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第７８号
大分市大字中判田205番地の１
破産者　海藤建設株式会社
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３３６号
盛岡市開運橋通１番３号
破産者　ステファノアンテルナチョナーレ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部